

議会運営委員会報告書

令和7年12月22日

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

委員長 守 井 秀 龍

令和7年12月22日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

1 第6回定例会の追加議案について

- ① 追加議案について
- ② 審議方法について
- ③ 質疑通告期限について
- ④ 最終日の議事日程について

2 議員発議について

- ① 発議第2号 備前市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- ② 発議第3号 備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③ 発議第4号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について

3 報告事項

議会運営委員会記録

招集日時	令和7年12月22日（月）	予算決算審査委員会閉会後			
開議・閉議	午後4時01分	開会	～	午後4時18分	
場所・形態	委員会室	会期中（第6回定例会）の開催			
出席委員	委員長	守井秀龍	副委員長	内田敏憲	
	委員	中西裕康		土器 豊	
		石原和人		森本洋子	
欠席委員		なし			
遅参委員		なし			
早退委員		なし			
列席者等	議長	西上徳一	副議長	山本 成	
傍聴者	議員	なし			
	報道	なし			
	一般	なし			
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	國光裕一郎	
	議事係長	青木弘行	議事係主任	田中康平	
審査記録	次のとおり				

午後4時01分 開会

○守井委員長 出席者は全員です。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

1番、第6回定例会の追加議案についてお願ひいたします。

○青木議事係長 第6回定例会の追加議案について御説明いたします。

本日、市長より議案3件が追加送付されておりますので、今朝ほど配付させていただております。

本議案の審議方法についてでございますが、議案第157号につきましては予算決算審査委員会に、議案第158号及び議案第159号につきましては総務産業委員会への付託審査としております。

次に、質疑通告期限についてでございますが、議案第157号につきましては、予算決算審査委員会に付託予定の議案であることから本会議での質疑は想定しておりません。議案第158号及び議案第159号につきましては、12月24日午前10時とさせていただいております。

次に、最終日の議事日程についてでありますが、別添の最終日の日程表（案）を御覧ください。

日程1で市長から追加議案の提案説明をお受けし、日程2で追加議案の質疑・委員会付託となります。議案の付託後、本会議を休憩していただき、総務産業委員会、予算決算審査委員会の順で審査を行っていただきます。両委員会の審査終了後、本会議を再開し、日程3で各常任委員長から審査結果の御報告をいただき、質疑をお受けいただきます。各常任委員会に付託され、これまでに審査結果の出ました議案及び請願につきましては、別添の委員長報告書のとおりでございます。なお、追加送付された議案3件につきましては、最終日に審査結果を記載したものを改めて配付させていただきます。

続いて、日程4で、議案及び請願の討論・採決となります。採決方法でございますが、継続審査とされた議案第127号、修正可決されました議案第113号と否決された議案第156号を除くこれまでに結審された議案につきましては、いずれも原案可決となっておりますので、討論の通告がなければ委員長報告のとおり決することを簡易採決で行いますが、討論の通告がございましたら起立にて採決を行うこととなります。議案第113号につきましては修正可決となっておりますので、討論の有無に関わらず、委員会修正案から起立にて採決を行うこととなります。議案第156号につきましては否決となっておりますので、討論の通告がなければ委員長報告のとおり決することを簡易採決で行いますが、討論の通告がございましたら会議規則第70条の規定により、原案を可とする方の起立を求める諮り方となりますので、御留意願います。

また、請願につきましては、請願第18号は採択、請願第19号は趣旨採択となっております。請願第19号につきましては、委員長の報告は趣旨採択であります。討論の通告がなければ委員長報告のとおり決することを簡易採決で行いますが、討論の通告がございましたら、討論の順序は、まず採択することに賛成の方、次に採択にも趣旨採択にも反対の方、最後に趣旨採択

に賛成の方の順に行っていただくこととなります。また、討論の終結後の採決につきましては、まず、趣旨採択することについて可否をお諮りし、趣旨採択とすることが否決された場合は、採択することの可否をお諮りすることとなりますので、御留意願います。

次に、日程5で厚生文教委員会及び議会運営委員会において行政視察を実施されておりますので、両委員長から視察報告を行っていただきます。

以上が、最終日の議事日程となります。先の委員会で御案内させていただいたおり、議案第120号と議案第136号が原案のとおり可決されると、発議案を議長に御提出いただくこととなります。また、請願第18号につきましては、意見書の提出を求める請願でございますので、本会議において採択となりましたら、委員会で採択に賛成された委員が発議案を御提出されると伺っております。

つきましては、日程5の委員会視察報告までを終了いただいた後、本会議を休憩していただき、発議案を議長に提出していただきたいと思います。発議案が提出された後、本会議を再開いただき、それぞれの案件について日程追加をお諮りいただき、可決されると、別添の追加日程表案のとおり、日程6で発議第2号、日程7で発議第3号、日程8で発議第4号を上程いただくこととなり、発議第2号及び発議第3号は守井委員長から、発議第4号は中西議員から提案説明、質疑をお受けいただいた後、採決となります。

なお、請願第18号が本会議で不採択となりますと、発議案の提出は行わないことを提出者からお聞きしておりますので、御案内させていただきます。

最後に、12月定例会でありますので、先例により、閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきたいと思います。市長挨拶の後、議長から御挨拶をいただき、閉会となります。

なお、最終日に可決された市長提出議案並びに発議につきましては、会議規則第43条の規定により、議決事件の字句及び数字等の整理を議長に一任していただくために、御議決をいただくこととしておりますので、御承知お願います。

○守井委員長 皆さん方から何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

2番、議員発議について。

前回の委員会で瀬戸内市と赤磐市の調査の結果を報告できますか。

○青木議事係長 議員発議について御説明いたします。

まず、発議第2号備前市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、別添の案を御覧ください。

本発議につきましては、本会議において、議案第120号の機構改革案が可決された場合に、4月1日施行の市の組織に合わせるため、規定を整備するものでございます。なお、附則として、委員会の同一性が失われないようにするために経過措置を設けております。

次に、発議第3号備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償の関する条例の一部を改正する

条例の制定についてでございますが、こちらも議案第136号の市職員の旅費に関する条例制定案が可決された場合に、議会としても、市長や市職員等との均衡を失しないよう、費用弁償に関する規定を改正するものであります。

どちらも現時点では、仮にということになりますが、本会議で可決された場合を想定して、それぞれ発議案をお示しさせていただきましたので、内容等御確認いただき、委員会として発議されるかどうか御協議願いたいと思います。

次に、発議第4号物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出についてでございますが、厚生文教委員会において採択となりました請願第18号に伴う意見書案であり、委員会審査において全会一致の採択ではなかったことから、賛成された委員による提案となっております。

先例によりまして、委員長が提出者となられましたので、中西議員から提案説明を行っていただき、質疑をお受けいただくようお願いいたします。

○守井委員長 厚生文教委員会で発議第4号については審査されたように聞いていますよね。

全員賛成ではなく、賛成多数で採択されたということで、委員長発議ではなく委員発議と言っていたのではないか。

○青木議事係長 発議第2号と発議第3号は、議会運営委員会で皆さんの御了承がいただければ委員会発議となります。発議第4号につきましては、委員長が言われたように厚生文教委員会では全会一致ではございませんでしたので、請願を採択された委員の中で中西議員、土器議員、立川議員、青山議員、藪内議員の5名の方の議員発議ということになります。

○中西委員 発議第2号と発議第3号を見ていきますと、議会運営委員会委員長守井秀龍と。私の発議第4号は、提出者は備前市議会議員中西裕康、委員長と議員では違うわけです。委員会発議となると、委員長発議になりますし、これは全会一致ではありませんでしたので、議員の発議になります。

○守井委員長 委員長は採決に参画していないが、大丈夫なのか。

○青木議事係長 請願については委員言われるように加わっておりませんけれども、発議を出されることにつきましては、あくまでも議員で出されるということですので、この場合は、先例によりまして、委員長がこの意見書案に賛成ということになりますと、提出者は、その委員会の委員長となって、ほかの方が賛成議員になるという先例により運営とさせていただいております。

○守井委員長 別に問題はないのか。はい、分かりました。

○中西委員 ちょっと付け加えていいですか。

これは私も私が提出者になるとは思っていなかったのですが、もし私に請願に対する賛成の意思がないときには当然発議者になりませんから、それはほかの議員の方になつていただくということになります。

○守井委員長 皆さん、それでよろしいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのような運用でお願いしたいと思います。

○青木議事係長 その他で1点、事務局から御報告いたします。

12日の尾川議員の一般質問に対しての市長答弁についてでございますが、12日当日、市長の事実を確認いたしましたところ、発言の取消などはされないということを伺っておりますので、お知らせさせていただきます。

○中西委員 議運の議題ではないんですけど、本会議閉会後北前船を見に行くことになっていると思うが、本会議が何時に終わるか分からぬといふことも含めて、周知の徹底をよろしくお願ひいたします。担当課にお願いをしておいていただきたいという意味です。

○守井委員長 現地集合とこちらから出発する2組に分かれるということで、現地集合の場所の確認をしておいてください。

事務局、よろしいですか。

○國光議会事務局次長 現場は2時から3時まで視察です。ここから議長車とハイエースの2台を出します。

○中西委員 終わりがいつになるかなど周知徹底を……。

○國光議会事務局次長 この場所から13時30分に出発する予定とてあります。現場には14時前には着くようにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○守井委員長 皆さん、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

各議員に連絡してください。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後4時18分 閉会